

## 臨時給付金申請のご案内

### 問上島町各総合支所 住民課



#### 臨時福祉給付金

平成28年1月1日時点で、次の条件を満たす方が対象となります。

- 住民票が上島町にある
- 平成28年度分の住民税が非課税
- 平成28年度分の住民税を課税している人の被扶養者でない
- 生活保護を受けていない
- 租税条約に基づく免除を受けていない

#### 支給額

支給対象者1人につき3千円

#### 受付期間

9月1日～12月28日

### 障害・遺族基礎年金受給者 向け年金生活者等臨時福祉 給付金

平成28年1月1日時点で、次の条件を満たす方が対象となります。

- 住民票が上島町にある
- 平成28年度分の住民税が非課税

○平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している

○生活保護を受けていない

○租税条約に基づく免除を受けていない

ただし、次のいずれかに該当する場合は支給対象外です。

- 低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給した方
- ご自身を扶養している方に平成28年度住民税が課税されている

#### 支給額

支給対象者1人につき3万円

#### 受付期間

9月1日～12月28日

#### 申請方法

①臨時福祉給付金申請書を対象の方に8月下旬に住民課からお送りします。

②申請書に必要な事項を記載し、本人確認ができる書類、受取先の口座が確認できる通帳またはキャッシュカードをお持ちになって、各支所窓口まで提出、または郵送（申請書、本人確認書類の写し、口座が確認できる写し）してください。

※他市区町村に居住している方に扶養されている場合は、扶養者の非課税証明書が必要です。

③申請書を国の規定により審査させていただき、支給・不支給決定通知書をお送りします。

④支給決定となった方には申請書に記入していただいた口座に臨時福祉給付金が振り込まれます。

詳しくは各総合支所住民課までお問い合わせください。

### 秋の特定健診のお知らせ

#### 申問上島町各総合支所 所住民課

年に一度の特定健康診査はもう受けられましたか？秋の集団特定健康診査を次のとおり実施します。是非この機会をご利用ください。

#### 日時・場所

9月7日(水) 9時～11時  
 岩城総合支所  
 9月7日(水) 14時～16時  
 生名3分団集会所  
 9月8日(木) 9時～11時  
 せとうち交流館

#### 自己負担額

1000円（後期高齢者保険加入者は無料）

※心電図、眼底検査、貧血検査希望の方は400円必要です。

#### お申込み方法

8月18日(木)～26日(金)の間、各総合支所住民課（弓削地区は発達支援センター）窓口か電話でお申込みください。

#### スズメバチに要注意!

### 問上島町各総合支所 住民課

気温が高くなる8月～10月はスズメバチの活動が活発化し攻撃的になるため、非常に危険です。農作業や野外での活動の際に刺されないように注意しましょう。

スズメバチは、軒下や天井裏、生垣、道路脇の木などに巣をつくります。何匹もハチが飛んでいる場合は、近くに巣がある可能性がありますので、静かにその場から遠ざかりましょう。



黒っぽい色  
 やキラキラ光るもの(洋服・アクセサリー)

等)、刺激の強い匂い(香水・化粧品)はスズメバチを興奮させ、攻撃の標的と認識させるおそれがあります。

上島町では、巣の撤去を行う駆除業者の紹介や、駆除の際に身体を護る専用の防護服を無料で貸出しています。お困りの際は各総合支所住民課へご相談ください。

#### お盆期間の生名フェリー

### 問上島町公営事業課 TEL 7714545

日頃より、生名フェリーをご利用いただき誠にありがとうございます。8月11日(木)～15日(月)の期間、臨時ダイヤで運航いたしますので、お間違いないようご注意ください。(臨時ダイヤは折込チラシをご確認ください。)

お盆期間中は、因島側県道の待機車両が大変混み合いますので、他のルートを含め、計画的にご利用をお願いいたします。

TEL 電話 FAX ファックス

MAIL Eメール HP ホームページ

問 問い合わせ 申 申し込み

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

問上島町各総合支所  
住民課児童手当担当

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

■支給要件

- ◆ 父母が婚姻を解消した児童
- ◆ 父または母が死亡した児童
- ◆ 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ◆ 父または母の生死が明らかでない児童
- ◆ 父または母が1年以上遺棄している児童
- ◆ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ◆ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ◆ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ◆ 父母ともに不明である児童

■所得制限

請求者、同居している扶養義務者等の前年の所得が一定以上ある場合は、その年度の手当は支給停止になります。

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願い、20歳未満で身体や精神に一定程度以上の障がいのある児童を監護している父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される制度です。

■支給要件

- 《受給者》
- ◆ 父または母
- 日本国内に住所を有する
- 障がい児を監護
- ◆ 養育者（父母以外）
- 障がい児と同居、監護、生計維持
- 《障がい児》
- ◆ 日本国内に住所を有する
- ◆ 障がい支給事由とする年金を受給していない（全部支給停止は可）
- ◆ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める障がいの状態にある

TEL 電話 FAX ファックス

MAIL Eメール HP ホームページ

問 問い合わせ 申 申し込み

◆ 児童福祉施設等に入所措置されていない

■所得制限

請求者、同居している配偶者および扶養義務者（請求者が養育者のときは、生計を維持する扶養義務者）の前年の所得が一定額以上ある場合は、その年度の手当は支給停止となります。

現況届の提出をお忘れなく！

現在、児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に「現況届」「所得状況届」を提出することになります。



これは、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認する大切な届出です。関係書類は8月初旬までに送付しますので、提出をお願いします。詳しくは、各総合支所住民課児童手当担当までお問い合わせください。

児童扶養手当の加算額が変わります！

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子および第3子以降の加算額が変更されます。

なお、今回は、経済的に厳しい状況にあるひとり親のご家庭に重点を置いた改善を目的としているため、それぞれのご家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

■児童扶養手当の月額（平成28年8月から）

- ◆ 子どもが1人の場合
    - 全部支給 42,330円
    - 一部支給 42,320円
  - ◆ 子どもが2人以上の場合
    - 全部支給 10,000円
    - 一部支給 9,990円
    - 一部支給 5,990円
  - ◆ 子ども3人目以降の加算額（1人につき）
    - 全部支給 6,000円
    - 一部支給 5,990円
- （3,000円（所得に応じて決定されます。））

■増額の支払月

平成28年8月分から加算額が増額されますが、平成28年8月から同年11月分は、4ヶ月分の児童扶養手当の支給月である平成28年12月に支払われます。

■物価スライド制の導入

平成29年4月から、物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を、児童扶養手当の加算額にも導入します。

子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの物価スライド制を導入していますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入します。

詳しくは、各総合支所住民課児童手当担当までお問い合わせください。

8月は「道路ふれあい月間」です！

問上島町各総合支所  
建設課

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努めています。道路は、生活の向上と経

済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなた達の財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、子孫に受け継いでいきたいと思います。  
**平成28年度「道路ふれあい月間」推進標語**  
 『道きれいそんな所は 人きれい』

### 今治地区顔の見える家づくり支援事業

申請今治地区林業振興会議事務局 TEL 0898-251219  
 3 HP <http://jforest-ochima.jp/>

木材利用を通して森林整備を推進するため、地域材（今治地区内で生産した木材）を使って住宅を建築する消費者を支援します。

### 対象となる住宅

今治市、上島町に建築する在来工法の住宅で、主要部材に地域材を50%以上使用し、床面積80㎡以上の住宅

### 対象者

今治市・上島町に居住する消費者

補助金額  
 一戸当たり10万円  
 交付予定戸数  
 6戸

### 申請期間

7月1日～9月30日  
 ※詳細は越智今治森林組合HP、または今治地区林業振興会議事務局にお問い合わせください。

### えひめ結婚支援センター「婚活学園」受講生募集

申請えひめ結婚支援センター  
 センター TEL 0899-93315596

愛媛県が運営する「えひめ結婚支援センター」において、恋愛や婚活のスキルアップセミナー等を実施する「婚活学園」を開催します。

著名な専門家等をお招きし、まずは恋愛から、わかりやすく解説・指導いたしますので、お気軽にご参加ください。

### 導入編

9月3日(土) 14:30～16:30  
 30 愛媛県総合科学博物館  
 ※申込締切8月31日(水)

### 基礎編・応用編

9月末～12月、3～4回開催

## 平成28年度敬老会のご案内

高齢者の長寿をお祝いする「敬老会」を次のとおり各地区で開催します。

数え75歳以上の皆さん、ぜひご来場のうえ、楽しいひと時をお過ごしください。



平成27年度魚島地区敬老会の様子

### 魚島地区

●開催日時 9月13日(火) 11時～  
 ●場 所 魚島開発総合センター

### 弓削地区

●開催日時 9月16日(金) 11時～  
 ●場 所 弓削体育館

### 生名地区

●開催日時 9月17日(土) 11時～  
 ●場 所 生名小学校屋内運動場

### 岩城地区

●開催日時 9月24日(土) 11時～  
 ●場 所 岩城開発総合センター

TEL 電話 FAX ファックス MAIL Eメール HP ホームページ 問い合わせ 申し込み

### 弓削商船高専 9月公開講座

問 申 〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000  
 独立行政法人国立高等専門学校機構 弓削商船高等専門学校企画広報室企画係  
 TEL 0897-77-4613 FAX 0897-77-4691 MAIL kikaku@yuge.ac.jp HP <http://www.yuge.ac.jp/>

講座名						
日時	対象	定員	料金	持参物	申込締切	
手作りお風呂グッズ作成講座(大人用)						
9月3日(土) 9:00～10:30	一般 (高校生以上)	10名程度	1,000円	汚れてもよい長袖の服・エプロン・キャンドルに貼る写真、絵など・ドライヤー	8月22日(月)	
第8回芸予文化探訪講座—大三島 訪問・散策—(大山祇神社・伯方塩業大三島工場)						
9月4日(日) 9:00～16:00	一般 (高校生以上)	20名	1,000円	動きやすい服装・保険証・お茶・タオルなど※徒歩移動約4kmあり	8月22日(月)	

申込書に必要事項を記入の上、企画広報室企画係へ郵送、FAX、又は、メールでお申し込みください。受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。※詳しくはHPでご確認ください。